

「第 107 回コーデックス連絡協議会」の概要について

消費者庁、厚生労働省及び農林水産省は、令和 5 年 9 月 8 日（金曜日）に、「第 107 回 コーデックス連絡協議会」を AP 虎ノ門 A ルームにおいて開催しました。主な質疑応答事項及び意見は以下のとおりです。

1. 経緯

(1) 消費者庁、厚生労働省及び農林水産省は、コーデックス委員会の活動及び同委員会での我が国の活動状況を、消費者をはじめとする関係者に対して情報提供するとともに、検討議題に関する意見交換を行うためコーデックス連絡協議会を開催しています。

(2) 今回は、穂山浩委員が議事進行役を務めました。

議事次第に基づいて、事務局から、今後の活動として令和 5 年 10 月に開催される第 33 回一般原則部会（CCGP）の主な検討議題の説明を行い、令和 5 年 5 月に開催された第 26 回食品輸出入検査・認証制度部会（CCFICS）及び第 47 回食品表示部会（CCFL）並びに令和 5 年 6 月に開催された第 42 回分析・サンプリング法部会（CCMAS）の報告を行い、意見交換を行いました。

なお、委員は会議室またはウェブ参加が可能なハイブリッド形式での開催としました。傍聴についてはウェブ参加としました。

2. 質疑応答及び意見交換の主な内容

(1) 第 33 回一般原則部会（CCGP）

・仮議題 2「総会及び部会からの付託事項」について、山口隆司委員から、執行委員会で議論されている「コーデックスの将来」に関して、CCGP が関連するのはどの議題か、また、この議論に関する日本の課題や注目事項は何か、質問がありました。これについて、執行委員会が行う「コーデックスの将来」の議論から派生する形で CCGP で議論されることになったものは議題 6 である旨回答しました。また、日本は執行委員会に、コーデックス委員会全体の利益のために活動する立場で参加しており、「コーデックスの将来」の議論には、今後もコーデックスが国際的に重要な課題に対して、消費者の健康の保護と食品の公正な貿易の確保等を目的として国際基準設定機関としての役割を一層果たしていくとともに、規格策定作業においてコーデックスのコアバリューが一層確保されるようにとの観点で参加している旨、また、議論において、将来的なコーデックスのマンドートの修正の可能性を含めるような意見が出ているが、このような意見には慎重な立場で対応している旨回答しました。

・仮議題 3「CCGP の作業に関連する FAO 及び WHO の活動に関する情報」について、山口隆司委員から、コーデックス信託基金（CTF2）の中間評価が 2022 年に終了し、修正案の最終化の段階となっているが、どのような修正案になるのか情報

はあるのか、また、CTF3はあるのか、質問がありました。これについて、CCGP33にて紹介があれば次回の連絡協議会の場で回答させていただく旨、また、CTF2は2016～2027年まで実施されることになっているが、それ以降については未定である旨回答しました。

・同じく仮議題3について、山口隆司委員から、日本からFAOへの拠出金事業を活用して開発されたコーデックスEラーニングコースに関して、どのくらいの参加者がいるのか質問がありました。これについて、現時点で4,500名以上が参加しており、約780名が受講証を受領していると聞いている旨回答しました。

・仮議題5「コーデックス手続きマニュアル：コーデックス規格及び関連文書の修正(amendment)及び改定(revision)指針の更新の提案」について、菅沼修委員から、amendmentかrevisionかは誰が判断するのか、今回の仮議題5の議論によって、これらの用語の違いが今よりもわかりやすくなるのか、amendmentは部会ではなく総会で採択されるとの認識で間違いないか質問がありました。これについて、amendmentかrevisionかは最終的に総会で判断される旨、今回の議論によって用語の違いは今よりも多少は明確になるが大幅には改善されないと考えられる旨、また、amendmentは一般的にはステッププロセスに入らない場合が多いが、必ず総会において採択される旨回答しました。

・辻山弥生委員から、CCGPで議論されるものは通常は新規作業提案のステッププロセスにのらないとのご発言がありました。これについて、CCGPで議論される内容は一般的には総会から付託される手続きマニュアルの修正に関するものであり、議論した結果を総会に提出し、採択される旨説明しました。

・仮議題6「コーデックス総会の会合に関する手続きルールのレビューと修正の可能性」について、山口隆司委員から、総会のバーチャル開催に関し、具体的にどのような規準を設けることが良いと考えているのか、質問がありました。これについて、部会のバーチャル開催については、第80回執行委員会(2021年11月)が整理した規準を考慮することが推奨されており、総会についても同様の規準の適用が考えられる旨回答しました。

・同じく仮議題6について、辻山弥生委員から、以前も発展途上国が参加しやすいようにバーチャル開催を求める動きがあったが、現在もそのような意向は示されているのか質問がありました。これについて、COVID-19パンデミックの影響を受けて、以前よりも出張経費の確保が難しくなっている国があると聞いており、執行委員会内においてもバーチャル開催やハイブリッド開催を求める意見がある一方で、今回の作業文書において、FAOとWHOは、現時点での手続きルールの改正には慎重な姿勢を示している旨回答しました。

・辻山弥生委員から、CCGP33で予定されている議論の内容から、部会開催の必要

性があまり感じられず、無駄なリソースを使わないために、今後しばらく部会の開催を見合わせるよう意見した方がよいのではないかとのご意見をいただきました。

(2) 第 26 回食品輸出入検査・認証制度部会 (CCFICS)

・議題 4「国の食品管理システムの同等性の承認及び維持に関するガイドライン原案」について、辻山弥生委員から、[主な議論] セクション 3：定義の文中の「objectives, and related outcomes or level of protection」はいずれも WTO・SPS 及び TBT 協定で使用されている」という記述に関して、コーデックスにおいて SPS 協定や TBT 協定を適切に引用していない場合があるので留意が必要とのご意見をいただきました。これについて、そのような事態を避けるため、本ガイドラインの作成において両協定に関する記述を極力減らすことに合意した旨説明しました。

・議題 6「食品偽装の防止及び管理に関するガイドライン原案」について、菅沼修委員、森田満樹委員、山口隆司委員から、地理的表示保護制度 (GI) を含む知的財産に関する記載に関して、日本は本ガイドライン原案の所掌範囲外であるとのコメントを提出しているが、その理由について質問がありました。これについて、GI に関する議論はコーデックスの所掌範囲外であり、本ガイダンスの目的には馴染まないと考えていること、仮に GI がもしこのガイドラインの対象となった場合にも、直ちに日本に影響は出ないと考えているが、日本の制度や食品貿易に影響を及ぼすガイドラインとならないよう、引き続き対応していきたい旨回答しました。

・同じく議題 6 について、菅沼修委員から、GI に関する議論に関して、本ガイドラインの所掌範囲内とすべきという EU と、所掌範囲外とすべきという米国で対立構造になっているのか、また、この議論については今後も電子的作業部会 (EWG) において継続されるようだが、打開策はあるのか、質問がありました。これについて、GI については WTO の「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS)」など、他の会議体での議論においても、GI の保護を拡充しようとする国々とそれに反対する国々との間で対立構造ができており、本ガイドラインの議論でも同様の構造が見られていること、我が国としては GI についてはコーデックスではなく、これまで通り TRIPS 等で議論すべきであると考えている旨回答しました。

・同じく議題 6 について、森田満樹委員から、食品の偽装に関しては、様々な部会でバラバラに議論されている印象があるが、CCFICS のガイドラインは、今後こうした問題を包括する形で所掌していくのか、質問がありました。これについて、食品偽装については部会横断的な課題であるため、他部会からの付託事項として CCGP31 において検討の必要性について議論されたが、その際には CCGP では議論せず、まずは CCFICS において食品の輸出入における食品偽装の防止及び管理について議論することとなったこと、CCFICS の今後の検討の状況については、CCFL や CCMAS 等関連する部会に対して情報共有をすることになっている旨回答しました。

・議題 7「規制枠組みにおける遠隔監査及び監視利用に関する原則及びガイドライン原案」について、細野秀和委員から、本ガイドラインの新規作業提案は CCFICS 議長から直接執行委員会に提出されたとのことだが、これはコーデックスの手続きマニュアルに則ったことなのか、それとも COVID-19 パンデミックの状況にあって特例として認められたものなのか、質問がありました。これについて、対面会合が開催困難な状況や、本ガイドラインの重要性、適時性を考慮して取った手段であるが、新規作業提案は回付文書等を通して参加国の合意を得た上で提出された旨回答しました。

これに関連し、辻山弥生委員から、ルール上は新規作業提案は加盟国から執行委員会や総会に直接提出できる旨ご発言がありました。これについて、ルール上は可能であるが、基本的には各部会で十分に議論した上で提出されるべきものであるため、執行委員会のクリティカルレビューにおいて、今回のような進め方は例外的な状況でのみ行われるべきことが確認された旨説明しました。

(3) 第 47 回食品表示部会 (CCFL)

・議題 5.1「包装食品の表示に関するコーデックス一般規格の改訂原案—アレルゲン表示」について、細野秀和委員から、アレルゲンの日本の公定検査法について、議場配布文書 (CRD) に示された公定検査法のリンク先は日本語であり、本年 6 月の CCMAS42 でアレルゲンタンパク質の分析法を検討する EWG が設置されることとなったことを踏まえても、早急に英訳して公開すべきとのご意見をいただきました。これについて、現段階では公定検査法の英訳はないが、今後関係者と相談しながら検討していきたい旨説明しました。

・同じく議題 5.1 について、鶴身和彦委員から、国際的には「コンタミネーション」という言葉は使用されておらず、cross-contact が使用されていることから、国内の関連文書も順次「交差接触」に変更してはどうかとのご意見をいただきました。これについて、我が国においては従前から「コンタミネーション」が用いられており事業者にも馴染みがあることから、国内においては引き続き本単語を使用していく予定である旨説明しました。

・同じく議題 5.1 について、森田満樹委員から、日本は公定検査法を提案しているが、公定検査法の他国の策定状況や、他国からの意見・提案の有無について質問がありました。これについて、日本のように通達等で検査法を示している例は承知しておらず、令和 3 年度に消費者庁が実施した海外の食物アレルギー表示制度に関する実態調査でも、調査対象国 (米国、カナダ、EU、スイス、オーストラリア及びニュージーランド) において公定検査法を設けている国は認められなかった旨回答しました。

また同じく森田満樹委員から、アレルゲンリスト中の大豆の扱いについて質問がありました。これについて、大豆は 4.2.1.4 からは削除され、4.2.1.5 に移された旨回答しました。

・議題 5.2「予防的アレルギー表示ガイダンス原案」について、森田満樹委員から、FAO/WHO 合同専門家会議の結論に対して、各国間が一貫したアプローチを行うことは難しいと捉えられたのかとの質問がありました。これについて、まだ相当の検討を要するとの結論に至った結果、ステップ 2 に差し戻しとなったと認識している旨回答しました。

また同じく森田満樹委員から、予防的アレルギー表示（PAL）の定義や、日本における可能性表示と注意喚起表示の区別のような議論はコーデックスや諸外国で行われているのかとの質問がありました。これについて、FAO/WHO 合同専門家会議において PAL は「意図しないアレルギーの存在から消費者を保護する効果的な戦略」とされている旨、また、日本のように可能性表示と注意喚起表示を区別はしていないと思われる旨回答しました。

・議題 6「e-コマースに関するガイダンス原案：包装食品の表示に関するコーデックス一般規格の修正（補足文書）」について、山口隆司委員から、本ガイダンス原案における「e-コマース」の定義として WTO の定義に「食品に適用される」との文言が加えられたものが合意されたとのことだが、この文言の導入により、具体的にどのようなものが対象外になったのかとの質問がありました。これについて、WTO の定義はもともと食品に特化して定められているわけではないことから、本ガイダンス案の対象となるのは食品に関する「e-コマース」であることを単に明確にする趣旨である旨回答しました。

・同じく議題 6 について、森田満樹委員から、5.3「保持期限」に関連して、日本では「期限残表示」の考え方を示しているが、ここではどのような議論が行われたのかとの質問がありました。これについて、消費者庁の『インターネット販売における食品表示の情報提供に関するガイドブック』策定に当たっては、インターネット上での食品の販売においても多くの消費者が期限表示の情報提供を求めている一方、商品とウェブ上の情報を対応させることは難しいという課題があることを踏まえ、具体的な期限表示に代わる情報提供方法を検討したことを紹介した旨回答しました。その中で、例えば「製造日から何日」や「賞味期限何日」といった情報提供方法は消費者が意味を正しく理解しない可能性があることから、同ガイドブックにおいては、可能な限り行うことが望ましい情報提供の方法として期限残の情報提供を位置付けている旨説明しました。

・議題 7「技術革新を利用した食品情報の提供に関するガイドライン原案：包装食品に関するコーデックス一般規格の修正」について、賞味期限（best before date）が「期限表示（date marking）」に変更されているが、この期限表示は消費期限を含むのか否か、また、消費期限は expiry date なのか use-by date なのかといったことも含め、コーデックスにおける期限表示の言葉の定義を整理して教えてほしいとの質問がありました。これについて、当該ガイドライン案は「包装食品の表示に関するコーデックス一般規格」（GSLPF）と合わせて読むこととされており、GSLPF 上 date marking は賞味期限・消費期限等を包括する概念となっているこ

とから、消費期限も含まれる旨回答しました。加えて、GSLPF における期限表示の定義としては、まず「消費期限」に相当するものとして「"use-by date" or "expiration date"」と、「賞味期限」に相当するものとして「"best before date" or "best quality before date"」と定義されている旨と、それぞれの具体的な内容について回答しました。（廣田委員）これに関連し、廣田浩子委員から、date marking に消費期限が含まれている旨の説明について再確認があった上で、安全性に関わる表示もここに含まれているというのは分かりにくく、安全性と品質に係る事項がひとまとめに議論されるのは望ましくないと考える旨ご意見をいただきました。

・同じく議題 7 について、細野秀和委員から、同ガイドライン案は GSLPF の補足的な文書ではなく、独立した文書となることで合意されたが、GSLPF による容器包装上への表示に替えてテクノロジーによる情報提供でよいこととする場合に考慮すべき事項等を定めるガイドライン案なのだから、GSLPF との関係はどこかに明示されなければならないのではないかとのご意見をいただきました。加えて、そのような事項の一つとして、消費者のテクノロジーへの「平等なアクセス (equal access)」とされていた文言が「十分なアクセス (adequate access)」に修正されたが、どのような状態であれば「十分なアクセス」と言えるのか等も曖昧であり、今後の議論に参加するに当たっては、これらの点を詰めていくことが必要とのご意見をいただきました。

・議題 8 「アルコール飲料の表示」について、山口隆司委員から、WHO が討議文書を用意するというのは違和感があるが、異論は出なかったのかとの質問がありました。これについて、コーデックスの手続き上問題がないのか疑問を呈するメンバー国もあったが、コーデックス事務局から FAO 及び WHO の事務局長はコーデックスの会議において議題を設けることができる旨明確化され、その後異論は出なかった旨回答しました。

・議題 12 「持続可能性強調表示」について、森田満樹委員から、具体的にどのようなものを指して議論しているのか、代替タンパク質食品などを含むのかとの質問がありました。これについて、本作業の範囲には「持続可能性強調表示」を必要に応じて定義することも含まれており、現時点では具体的に何を「持続可能性強調表示」とするかは明確になっていない旨回答しました。

(4) 第 42 回分析・サンプリング法部会 (CCMAS)

・議題 3 「コーデックス規格中の分析条項及びサンプリングプランの承認」について、松村雅彦委員から、食品添加物部会 (CCFA) 関係の「硝酸塩及び亜硝酸塩の分析法」に関して、「CCFA に返答するためにはさらなる検討が必要である」とあるが、これはどのような理由によるものか、質問がありました。これについて、検討すべき情報が多く、物理的作業部会や本会議中での検討は時間的に困難なため、次回以降の会合での議論の準備として EWG を設置して検討を行うことになった旨回答しました。

・同じく議題 3 について、森田満樹委員から、CCFL の「交差接触による食品中の意図しないアレルゲンの存在に関する分析法の検討を行う EWG」に関して、サンプリングプランを扱わないことに合意したとあるが、これはどのような理由によるものなのか、どの部会で議論が行われることになるのか、質問がありました。これについて、コーデックスのサンプリングプランは規格作成を行う各部会で作成した後、それが科学的に適切かどうかを CCMAS で検討し、承認する手続きを踏むこと、また、サンプリングプランを作成する際に各部会が参照するサンプリングプランの一般ガイドライン（CXG 50）は 2018 年から CCMAS にて改定作業を行っているため、本ガイドラインの改定による影響を小さくするため、改定版ガイドラインが完成するまでの間、CCMAS は原則としてサンプリングプランを承認しないこととしている旨回答しました。

・同じく議題 3 について、辻山弥生委員から、CCFL の「交差接触による食品中の意図しないアレルゲンの存在に関する分析法の検討を行う EWG」に関して、日本としてどのように議論に貢献するか、質問がありました。これについて、消費者庁が EWG に参加し議論に貢献していく予定である旨回答しました。

・同じく議題 3 について、辻山弥生委員から、「その他提案（粉乳中の水分の分析法について）」に関して、どのような整理がなされ、Type I 分析法があるにもかかわらず、もう一つの分析法を Type IV として承認することになったのか質問がありました。また、熊谷日登美委員から、それぞれどのような分析法なのか、質問がありました。これについて、Type IV 分析法は減圧乾燥法であるが、Type I 分析法はカラムに粉乳を詰めて水分を測定する分析法であり、専用の機器を必要とすること、本来 Type I 分析法があるならそれを唯一の分析法とすべきであるが、名前のついた動物油脂の凝固点の分析法においても、分析が困難であることを理由に Type I 分析法と Type IV 分析法の共存を認めている事、南米の国々からの Type I 分析法に対応した機器を持っていないため分析が困難という意見に配慮して減圧乾燥法を Type IV 分析法として認めることになった旨回答しました。

・同じく議題 3 について、熊谷日登美委員から、「CXS234 への窒素換算係数の挿入」に関して、窒素換算係数は、たんぱく質中の窒素含有量の逆数で、穀類や豆類は、側鎖に窒素を含むグルタミン残基やアスパラギン残基の含量が多いため、通常のだんばく質の窒素換算係数である 6.25 よりも低い 5.7 が用いられている。従って、各食品素材のだんばく質中の窒素含有量を測定せずに窒素換算係数を決めるのはおかしいとのご意見をいただきました。

・同じく議題 3 について、辻山弥生委員から、「CXS234 への窒素換算係数の挿入」に関して、整理すべき点は窒素換算係数の記載方法なのかとの質問がありました。これについて、窒素換算係数には 6.25 や 5.71 が使用されているが、どちらを使用すべきかは CCMAS で議論すべき事項ではなく個別食品部会で検討すべき事項で

あること、CCMAS に対応できることは CXS 234 または個別食品規格のどちらに
記載するか統一することであるといった議論があり、今後検討していくことになっ
た旨回答しました。

(以上)